省　令

○農林水産省令第六十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月七日

農林水産大臣　金子原二郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（格付の表示の除去等を行う農林物資） **第七十二条**　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。	（格付の表示の除去等を行う農林物資） **第七十二条**　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）	（略）
有機畜産物	（略）	（略）
有機藻類	一　農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	（新設）
生産情報公表牛肉	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年一月六日から施行する。